

江戸時代における伊勢国度会郡「棚橋の御頭神事」の実態

— 神事関連文書の分析を通じて —

味噌井 拓志

はじめに

三重県度会郡度会町棚橋地区の神事は、「棚橋の御頭神事」として知られている。かつては産土神・八王子社の祭礼として悪魔退散・家内安全を祈願して旧正月 12 日に行われていたが、現在は 2 月第 2 土曜に開催されている。当該神事は宮川流域を中心に継承されてきた「御頭神事」の一つで、昭和 43 年（1968）に三重県無形民俗文化財に指定された。住民は単に「ジンジ」と呼称し、獅子頭を「オカシラサン」と尊称する(1)。

棚橋集落は近世には紀州藩田丸城の支配で勝田村大庄屋に属し、釜谷氏が代々村庄屋を勤めた。村の西端には八王子社と蓮華寺が位置していた。八王子社は村の産土社で、明治の合祀政策により近隣の神社と合祀され内城田神社と改称された。蓮華寺は大中臣氏の建立で後に醍醐寺の末寺となり、通海上人により法楽寺と改称され亀山天皇の御祈禱所となった寺院である。神宮法楽の中心地として隆盛したが、南北朝の騒乱期に両陣営争奪の地となり荒廃したとされる。その後、梅香寺九世の要誉上人寅載信知大和尚により、享保 2 年（1717）に復興されたとされる(2)。その他、近世から近代にかけての棚橋村に関わる歴史的事象については表 1 のとおりである(3)。

さて、御頭神事は三重県南勢部の特に宮川流域を中心に分布し、獅子頭を「オカシラサン」と神聖視し、スサノオノミコトのヤマタノオロチ退治を題材にするとされる七起しの舞と呼ばれる特徴的な舞方、頭屋制や年齢階梯制など中世における祭祀の運営形態を色濃く継承している点に特徴があるとされている。また、御頭神事の歴史については、伊勢市の御頭神事に室町時代の記年銘を持つ獅子頭があるほか、史料からも神事の起源が室町時代に遡ることが指摘されている(4)。

棚橋の御頭神事は、堀田吉雄氏および櫻井治男氏によって民俗学的調査が実施されている。堀田氏の調査は昭和 42 年（1967）に行われ、ネギヤでの神事の様子が記録されている点で貴重である(5)。堀田氏は「ジュウクド」と呼ばれる神事の構成員に年齢階梯制の遺風を見出すとともに、玉城町宮古の御頭神事に見られる石風呂やギッチョパイなどと共通する風習に着目し、厳格

表 1 棚橋村関連年表

年号	西暦	関連する歴史的事象
延宝 3	1675	【法光寺】浦城重兵衛妻久顔妙慶禅尼、創立
元禄 13	1700	【法光寺】本堂建立
宝永 2	1705	【神事】舞衣を作製（史料 2）
正徳 3	1713	【八王子社】御造宮（史料 4）
享保 2	1717	【蓮華寺】要誉上人、寺を復興
享保 3	1718	【八王子社】御神像九尊再興（史料 4） 【神事】獅子頭再造（史料 5）
享保 8	1723	【蓮華寺】本堂再建、寺号を蓮華寺とする
享保 18	1733	【薬師堂】火災により堂宇焼失
延享 2	1745	【薬師堂】棚橋村東方へ再建
宝暦 10	1760	【観音堂】建立
寛政 9	1797	【神事】これ以降舞手名簿現存（史料 18）
明治 43	1910	【神事】青年会組織化、 神事を旧正月 2 日と改める（史料 20）
大正 5	1916	【薬師堂】法光寺境内へ移転

な精進潔斎や修験的呪術を色濃く残すことを評価している。また、櫻井氏の調査は平成6年(1994)に行われ、神事の運営体制、舞の構成、舞およびハガミの地点などを明らかにしている(6)。

当該神事は両者の調査により克明な記録が蓄積されてきたが、調査の間にも担い手不足や当番の負担軽減を理由に神事は大きく変化している。例えば、集落各戸へのハガミの廃止、「ネギヤ」から公民館への実施場所の変更、舞の回数削減などである。これらの動きは全て簡素化への流れで、堀田氏が「伊勢市周辺にお頭神事は多いが、柵橋地区のものは素朴で旧態を残している」(7)と評した当該神事の姿は次第に失われつつあると言わざるをえない。また、当該神事には古文書が保管されているが、これまでの先行研究でも文書類の存在には触れられているものの、近世以前の当該神事の具体像について解明するところまでは至っていない。近世以前の実施状況を解明することは、今後の神事を如何に継続していくかを考える上でも喫緊の課題であるといえる。そこで、本稿では現在の神事と比較しつつ、神事関連文書の検討を通じて神事における役名、舞およびハガミの地点の検討を行い、近世段階における「柵橋の御頭神事」の実態を明らかにする。

第一章 柵橋御頭神事関係文書の概要

1-1 はじめに

柵橋の御頭神事には関連する史料群が存在する。史料群は柵橋区が檀家寺である法光寺境内の「大上殿」に、獅子頭などと共に保管されている(8)。史料群について先行研究においても存在が指摘されており、堀田氏によれば最も古い年号は元禄2年(1689)であるとしている。しかし、これまで文献史的な検証はなされておらず、史料の概要はわかっていない。

1-2 史料群の現況

史料群はいくつかの木箱に分けて収納されている。史料を収納する木箱および史料の概要は表2および表3の通りである。

箱1は、『御神頭再建縁起』と墨書され、蓋の裏側には昭和29年(1954)に表装と外箱を直した経緯が墨書されている。中には『御神頭縁起書』と書かれた卷子1点が納められ、史料4、5が装丁されている。いずれも享保3年(1718)の年号が記され、村庄屋および神主の名前と印が押された一次史料であると考えられる。史料では神事に用いる獅子頭と八王子社の九尊像を再興した経緯が記されている(9)。

箱2には卷子9巻が収納されている。それぞれの卷子には、様々な年号の史料が前後の脈絡なく繋ぎ合わされ一つにまとめられている状態で、ある時期に装丁し直されたと思われる多くの史料が、卷子に仕直されて収納されていると判断される。これらを史料の内容及び状態や補修痕などを総合的に勘案し整理すると、資料数は15点に分れると判断した。箱の蓋には「御頭神事/重要書類/柵橋

表2 神事関連史料収納状況

箱番号	史料番号	銘文
1	4、5	御神頭再建縁起
2	1~3、 6~17	御頭神事/ 重要書類/ 柵橋区
3	18~23	*銘文なし
4	箱のみ	産宮御含物奉納/ 文化十年/正月吉日
5	箱のみ	表 勢州度会郡柵橋邑/ 産宮神主口校(黒墨の角印)
		裏 享保五年庚子正月吉日 邑之長釜谷興市右衛門改之

区」と墨書されているが、補修の経緯や時期は不明である。(10)

箱3には、冊子形式の史料が6点収納されている。史料の内容は舞手名や舞衣の新調にあたっての寄進者名などである。最も古い名簿である史料18には寛政9年(1797)の年号が記され、少なくともこれ以降毎年欠くことなく名簿が書き続けられており、当該神事の連続性を十分担保するものである。

その他、箱4・5が伝来するが、収納されていた史料は現在箱にはなく、箱のみである。

加えて神事の史料以外に棚橋池の工事に関わる史料なども合せて保管されているが、神事に直接関わると思われる計26点を「棚橋御頭神事関係文書」と認識することとする。本来であれば、史料群全体の総括的評価を行った後に個別史料の詳細な検討を行うべきであるが、本稿では史料群の内、当該神事の運営形態や祭礼の様子がよく分かる史料7と史料18に絞って検討するものとする。

表3 「棚橋御頭神事関係文書」一覧表

番号	タイトル	年号	西暦
1-1	覚 (※当田の定め)	元禄十一年寅十一月吉日	1698
1-2	神主勤宮参り	年代不明	年代不明
2	覚/一御獅子舞衣并装束	宝永二乙酉年十月四日	1705
3-1	タイトル不明	宝永貳乙酉年	1705
3-2	神主勤行之事	正徳元年卯十一月四日	1711
4	覚/勢州度会郡棚橋村産宮八王子権現 御神像九尊此度奉再興候御事	享保三戊戌年季八月廿一日	1718
5	覚/勢州度会郡棚橋村産宮八王子添 御獅子頭一頭奉再造候御事	享保三戊戌年十一月四日	1718
6	謹上再拜	享保七年壬寅正月五日	1722
7	神主勤行之覚	正徳五年未極月, 享保五年庚子正月吉日, 享和三年亥正月吉日	1715,1720,1803
8	御頭之事	天明四年辰正月,享和三亥正月	1784,1803
9	御書附之事	元禄二年,文化十年酉正月	1689,1813
10-1	タイトル不明 (※断簡)	享保五子年以降	1720以降
10-2	タイトル不明 (※断簡)	享保五年庚子吉日,文化十年正月吉日	1720,1813
11	覚 (※当番名簿)	文政三辰年,四巳年,文政五午年	1820,1821,1822
12	覚 (※閏年の対応)	文政五年二月十二日	1822
13	天保八年	天保八年	1837
14	覚 (※当田の定め)	年代不明	年代不明
15	往古より為之趣書	年代不明	年代不明
16	宮神事事	年代不明	年代不明

17	覚 (※5、2、4の写し)	享保三戌年十一月四日,宝永貳年か,享保三戌八月十一日	1718,1705?,1718
18	正月十二日御神事相勤帳并備物覚書	寛政九年巳正月～明治十二卯年	1797～1879
19	御頭舞衣仕留帳	慶應元乙年寅正月吉日	1865
20	御頭神事相勤帳	明治十三年辰正月～大正五年	1880～1916
21	御頭神寄附和帳	明治廿五年辰旧正月吉日	1892
22	御頭舞衣仕替寄附帳	大正三年～昭和十二年	1914～1937
23	御頭様舞衣仕替御神事相勤帳	昭和十三年～昭和二十六年	1938～1951

1-3 本稿検討史料の概要

<史料7>

『神主勤行之覚』と題された史料で、現在は巻子に仕立て直されている。「正徳五年末極月」(1715)、「享保五年庚子正月吉日」(1720)、「享和三年亥正月吉日」(1803)の年号があり、それぞれの記年銘とともに庄屋および神主の名が記され

ている。なお、正徳5年(1715)の庄屋「釜谷市大夫正吉」の後には花押が記されている。本史料は正徳5年(1715)段階の村での取り決め事を、享保5年(1720)および享和3年(1803)段階にそれぞれ改定し、代々受け継がれてきたものであると考えられる。神主にあつた村の者が一年間に勤めるべき神事の内容を正月から時系列にして項目別に記している。全体は17項目で構成されており、その中で御頭神事に該当する部分は10項目を占め、神事が村にとっていかに重要な祭礼であったかがうかがい知れる。なお、史料7で記述されている事項は表4のとおりである。当該神事に関わる翻刻は図1の通りである。

表4 史料7の内容構成

	概要
1	神主の心構え
2	正月元朝
3	正月五日神事
4	正月七日春日大明神宮参り
5	当日までの準備など
6	舞所およびハガミ地点の列記 当日の進行
7	雨天の場合の対応
8	雨天の場合の対応
9	獅子頭への御膳内容
10	神主の各戸廻り
11	火の用心
12	喧嘩厳禁
13	霜月四日神事
14	神主の毎月の宮参り
15	宮の管理
16	神事の当田および費用
17	神事費用の村から支出

<史料18>

『正月十二日御神事相勤帳/并ニ備物覚書』と題された冊子形式の史料である。最初に神事の関係者に払う費用、御供物の種類、雨天時の対応、神事での席順、装束など、神事を行うに当たって必要な細かな取り決め事が列記されている。史料7と比較すると、より実務的な内容である。次に寛政9年(1797)から明治12年(1879)までの舞手名などが記されている。後続する史料20、史料21、史料22と合わせて、寛政9年(1797)以降毎年欠かさず記録がなされることで、当該神事の連続性が明確に証明される。また、正徳元年(1711)の時点で前提となる取り決めが存在し、その内容を「寛政九年巳正月」(1797)に改めたとみられる点は、神事の歴史性を考える上で注目できる。当該神事に関わる翻刻は図2の通りである。

(中略)

一、正月十二日御獅子頭神事

但西中東三組順番ニ相務申候役指之事

正月七日晚廻り番之組中寄合仲間として役指申候、

願諸々笛がくかくつりきつちやう造等名附舞手

三人ハ随分こり精進堅仕、其外役人相応ニけつ

さい仕きつちや取十九のとう仕候者其年有

次第出申筈、何も十二日こりをかき神主宅寄ハ

御獅子納り所蓮花寺ヲ神主宅へ寄、右

役人并庄屋肝煎郷使神主振廻仕候、

神主ハけんさきを持御頭のさきをはらい廻り候

一、御獅子頭舞所神主番

是ハみたらや申也

清滝八王子

蓮花寺 かの堂

あみた如来

春日門前

薬師堂

はかみ 田間やんせ 城ことの 春日 山上 浅間 弁財天

牧戸みやへ

山神大明神 才神 あたこ山 秋葉山 天王 下久具宮

上かたけ こうしん 大ノ木まきか谷

村中家並門廻りふかはさま流川下領境へはずれ、

右役人神主何れ成共御獅子ニ相添通夜いたし候、

神主ヲ夜食等相応ニ仕出し候、含物等役人相しらへ

寄進帳ニ留置候

一、同御獅子相定日大雨ニ有之候節ハ

見合可申候

一、同雨天ニて神主へ廻井候節ハかすり

諸役人共夕ひる共御神事出来

候節迄御勤申候と義仕候筈

一、御獅子御前

油火 まんこ火 むきかき みかん

かや 御鏡一重 御神酒

一、同村中門廻り節

けんさき持参り候節わか口義として

神主悴相勤可申候

一、同其節ハ火用心村中ねん入

相心得可申候事

一、同其夜ハ邑中男女共けんか

又ハあらそみ共不仕候様相心得

可申也

(中略)

図 1-1 史料 7 翻刻 (5~12 項目部分)

16 一、御供田岩ふろ田八束苧下田式束かり
是ハ御神事餅いね田火改め耕作可仕
神主料

とう田ひろ 田八束苧
はせこ 畑五升まき
かやの木有御神事供物
薪林はさま谷壺ケ所
是ハ落葉下草苧取上木者
其躰ニハ伐申間敷也

17 一、御獅子神事米壺斗八升邑方立
右之通り往昔より御神事仕来也
通り今又相改書付相傳へ申候、以上
正徳五年未極月今八十才にて改元
釜谷市大夫正吉（花押）

神主 与次右衛門
同 安兵へ
同 久兵へ

右之通り往昔より御神事仕来之通り今又相改
書付相傳へ申し候

釜谷与市右衛門正房
享保五年

庚子正月吉日

神主 佐次平
同 源太郎
同 善助
同 長右衛門
同 勘助
同 三郎右衛門
同 嘉平次
同 与次郎
同 孫右衛門
同 十兵へ
同 勘九郎
同 紋助
同 勘九郎
同 次平
同 勘右衛門

右之通り往昔より御神事仕来之通り
今又相改出付傳へ申候

釜谷修蔵正吉

享和三年

亥正月吉日

神主 伊助
同 勘七
同 彦三

図 1-2 史料 7 翻刻 (16、17 項目その他)

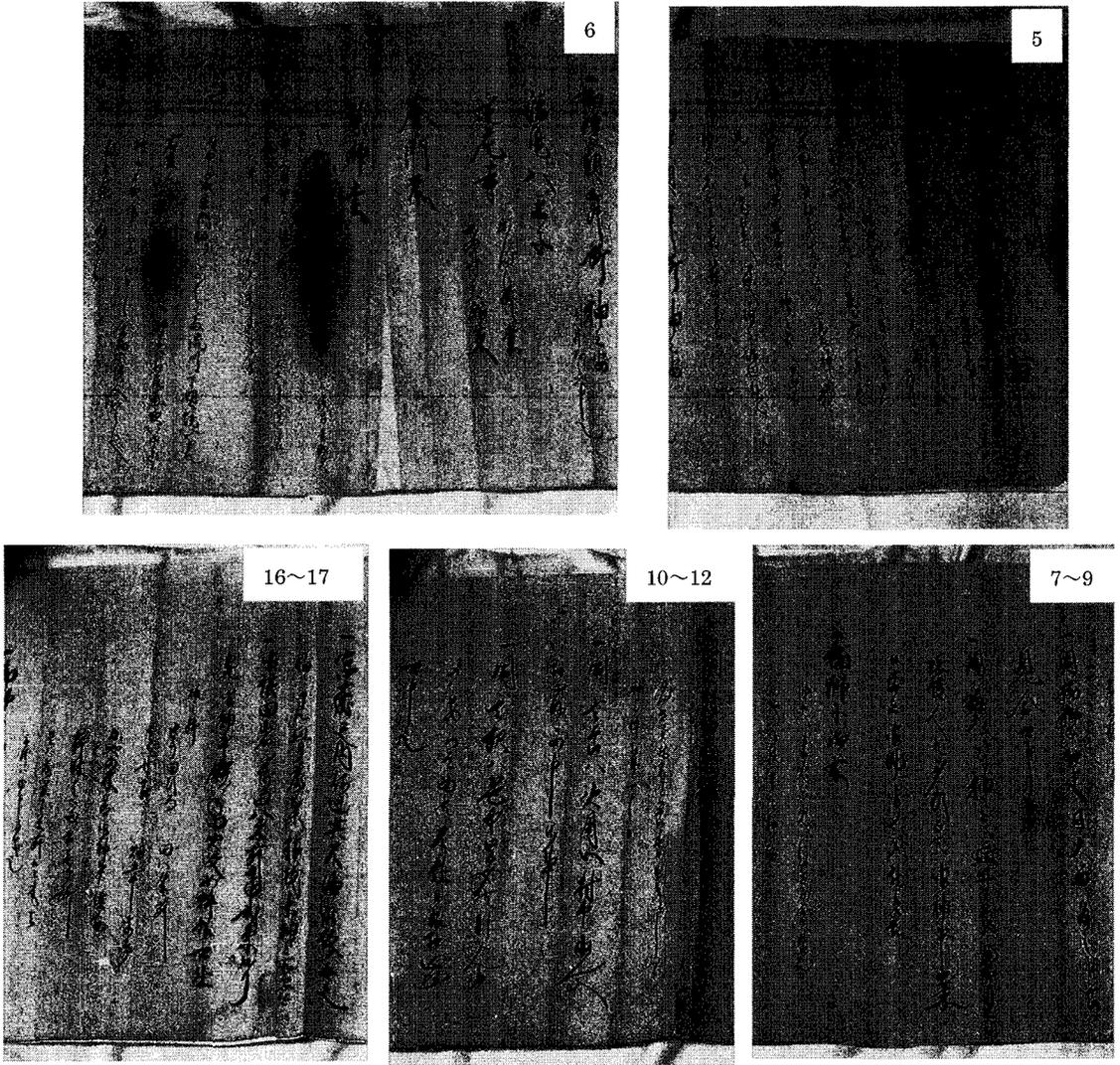


図 1-3 史料 7 該当部分

十二日入用残
 [] 衾き 一、五分 袋もち
 [] ばゝ 一、伍分 郷使
 一、三分 若衾き 一、三分 衾き処 よめ
 一、三分 はたらきて 一、十五文 女はたらきて
 一、衾き親類 ことも 十二文つゝ
 一、廻りこ共 五文を九文迄遣し可申
 右之通り見合ニて其時之役人相改勤定有之
 候筈

図 2-1 史料 18 該当箇所

とう明

一、御前ニて柿みかんかや鏡

禾目

十二日もし雨天之節向井まし候事見合
天気あかりし代向井可申候

十二日庭のまへニ出候てハ雨ニても相勤申及はず
若大雨ニて候てハ三人并祢キハしやう々々ニて
わらんじニて家上り候事相成不申筈
〔 〕 候間天気見合定相勤候事

一、御振舞座之事

上座段々口取先廻り後廻り、庄屋肝煎かくうち
ゐもつくり、当番正月宿十一月宿式人上座残り
四人年寄より段々座可仕候筈、其下がくり座
横座祢キふへ太夫座筈也

一、口取廻りて三人祢キ庄屋肝煎ふへ太夫

右之者はかまはき可仕候、

十二日夕ハ不残御供義可仕者也

右之通り定相勤為正徳元年丑年改書付

寛政九年

巳正月

図 2-2 史料 18 該当箇所

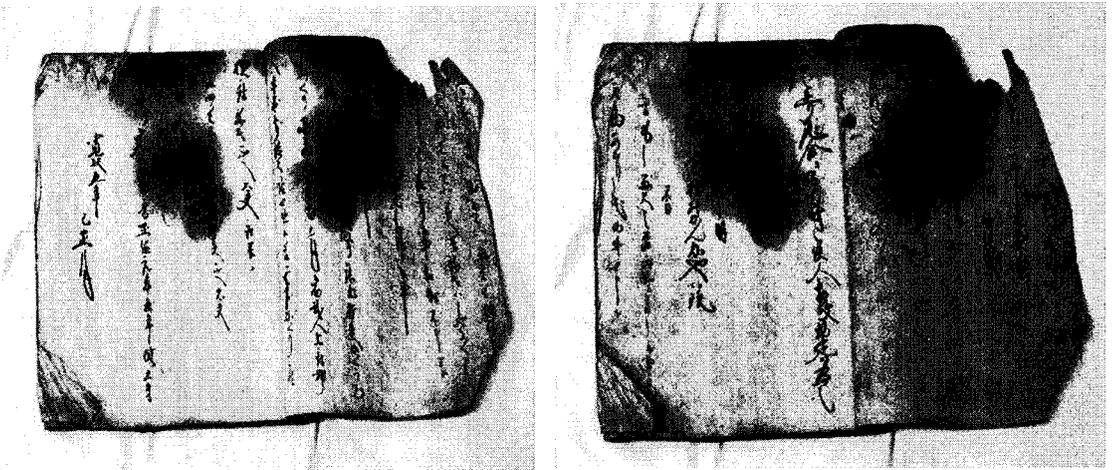


図 2-3 史料 18 該当箇所

第二章 古文書に見える御頭神事

2-1 はじめに

本章では史料 7 および史料 18 に記述が見られる神事の役名に着目し、現在の神事での呼称との比較を加え、かつての役名との比定を行う。役名の比定が出来れば、現在の神事における役割を基に

かつての神事の様子を推定する手がかりになると考えるためである。同時に、役名の変化の有無についても整理を行う。こうした作業を通じて、現在の神事との相違点を明らかにし、近世段階の神事の運営形態を一考したい。

2-2 現在の呼称との比較

まず、史料7中の「神主」は、史料18中の「祢キ」と対応し、現在では神事を取り仕切る御頭当番の代表者を「ネギサン」、昼の座敷舞を行う屋敷を「ネギヤ」と呼称している。次に、史料7の「舞手三人」は史料18の「口取、先廻り、後廻り」が対応し、現在の「天狗」、「先舞」、「後舞」の三役に比定できる。これに「太夫」を加えた四名が本役である。次に史料7の「十九のとう」は、現在の「ジュウクド」に対応するといえる。「ジュウクド」は、厄年とされる19歳になった青年男子が舞を務めるものであるが、村における一種の通過儀礼としての意味合いがあったものと考えられ、堀田氏が着目したように当該神事における年齢階梯制の一端を示唆するものである。次に史料7の「きつちやう造」・「きつちや取」は、史料18の「ぬもつくり」に対応し、夜の打ち舞終了後に内城田神社へ移動した際に行われる「イモ取り」が比定できる。現在もネギサンが転がしたイモを区民が取り合い、イモを取ると豊作に恵まれるといわれており、「きつちやう」とは「吉兆」の意であると推定できる(11)。

また、「がく」は現在でも神事で用いる大太鼓を「ガク」、太鼓を叩く者を「ガク打ち」と呼称することから太鼓を指すと考えられ、「かくつり」は太鼓の運搬者を指すと考えられる。なお、「笛」については、戦後に無くなってしまったとされている。神事に関わる役名を現在の役名と比較すると表5のように整理できる。

史料7・史料18と現在の役名を比較してみると、それぞれの史料には現在確認できない役名があることがわかった。史料7の「みたらや」は、現在比定できる役名がないものである。伊勢市など周辺の御頭神事で見られる「御棚屋」を指す可能性もあるが、現状では判断材料に乏しい。また、史料18の「正月宿」、「十一月宿」については、史料7の御頭神事以外の項目に記されている「正月五日

表5 御頭神事の役名の変遷

	史料7	史料18	現在
役人	庄屋	庄屋	区長
	肝煎	肝煎	書記・会計
頭屋	神主	祢き	祢宣
	神主伴	若祢き	該当なし
	—	ばは	該当なし
	—	祢き処よめ	該当なし
舞手	舞手三人	口取	天狗
		先廻り	先舞
		後廻り	後舞
	—	太夫	太夫
当番	其外役人	当番	当番
	—	正月宿	該当なし
	—	十一月宿	該当なし
	—	四人年寄り	該当なし
	—	袋もち	袋持ち(当番)
	—	郷使	当番 組頭
	—	はたらきて	
	—	女はたらきて	子役
—	廻りこ共		
諸役	笛	ふへ	*廃止
	がく	かくうち	楽打ち
	かくつり	かくつり	当番
	きつちやう造	ぬもつくり	イモ作り
	きつちや取	—	イモ取り
	十九のとう	—	ジュウクド
	みたらや	—	該当なし

神事」および「霜月四日神事」を指すと推定でき、御頭神事とは別にこれらの神事にも「神主（ネギサン）」と「宿（ネギヤ）」が定められていたことをうかがわせるもので、当該神事の役名とは直接関係のないといえる。こうして全体を概観してみれば、役名の呼称そのものがほとんど変化せず今日受け継がれているといえる。

2-3 近世段階の神事の形態

前節での役名の比定から、いくつかの役名が現在ではなくなっているものの、神事の根本的な骨格部分については史料7および史料18が作製された18世紀末～19世紀初頭段階から大きな変化なく現在の神事に踏襲されていることが確認できた。これは単に呼称のみが継承されてきたとは考えにくく、役名とともにそれぞれの役割も継承されてきたと推量される。

これらの検討で注目できるのは、祢宜への人的または物的な補助である。史料18には「ネギヤ」となった家への手当が事細かに記されており、頭屋を引き受けることがいかに負担の大きいものであったかが垣間見える。また「はたらきて」・「女はたらきて」からは、現在の当番が神事において庶務や料理の用意などに従事している点との共通点を連想させる。史料7・18ともに「神主伴」・「若祢き」という記述がみられる。史料7によれば、夜の各戸廻りの際には「神主」に代って村中を廻ったことがわかる。現在は各戸を廻ることはなく役割は消失しているが、村中の各戸を廻っておの祢いは明け方近くまで行われたとされ、「ネギサン」の負担軽減のためには必要であったと考えられる。

表6 舞およびハガミ地点の変遷

	史料7	現在	舞・ハガミの有無
舞	清滝八王子	内城田神社	○
	蓮花寺 あみた如来	蓮華寺	○
	かんの堂	観音堂	×（平成6年時点では実施）
	春日門前	古踊り場	○
	薬師堂	薬師堂	○
	—	法光寺	○
	ハガミ	田間ヤンゼ	田間集落
城ことの		城のコドノサン	×
春日		カスガサン	○
山上		センゲサン頂上に祀る （旧：谷山谷の奥の山頂に祀る）	△センゲサンのハガミが兼ねる
浅間		センゲサン	○
弁財天		ベタリサン（ベタリ岩）	×
牧戸みや		牧戸区 八王子社	×
山神大明神		里称「山神土」付近か	×
才神		不明	×
あたこ山		センゲサン頂上に祀る（旧地不明）	△センゲサンのハガミが兼ねる

	秋葉山	センゲサン頂上に祀る(旧地不明)	△センゲサンのハガミが兼ねる
	天王	テンノウサン	○
	下久具宮	下久具区八王子社	○
	上かたけ	神ヶ岳	○
	こうしん	庚申堂(旧: 棚橋区東端)	×
	大ノ木まきか谷	大野木区榎ヶ谷池観音堂	△(昭和期までは実施)
	—	棚橋池(弁財天)	○
関 連 地	ふかはさま	フカバ	○

第三章 史料にみえる舞所とハガミ地点の復元

3-1 はじめに

本章では史料7の内「御獅子頭舞所神主番」という項を基に、当該神事の舞所およびハガミの場所について、史料に記された名称と現在の信仰地や地名から、かつての祭礼場所の特定を行う。合わせて現在の神事との比較を行い、神事の変化点ならびに継承点を確認する。当該神事が行われる棚橋集落は紀伊山地から派生した山を背に集落が展開し、集落の南を宮川が流れる。当集落は主要道が交差する交通の要衝で、東西には熊野三山、西国三十三所参詣者が通った熊野脇街道が通り、南北には田丸城下へ抜ける田丸道あるいは南東往還と呼ばれる幹線道が通る。こうした地理的概要を踏まえた上で、次節において具体的に検討を行う。

3-2 舞所およびハガミ地点の検討

史料7の「御獅子頭舞所神主番」で定められた舞所およびハガミの場所は表6のように整理できる。神事で舞を奉納する場所は、産土社「清滝八王子」を始め計5ヶ所と定められている。また、「ハガミ」を行う場所は合計16箇所へのぼる。

まず、舞所について史料に記述された順に棚橋村との関係を整理する。「清滝八王子」は棚橋村の産土神で、明治の合祀以前は現在の内城田神社の場所にあった。蓮華寺は寺を中興した要誉上人が獅子頭再造に関わっていたことが史料から分かっており、神事に関係の深い寺院である。春日大明神は、棚橋北西の谷山谷の最も奥にあり、現在は巨大な磐座だけが残る。「春日門前」とは谷山谷の入口に注連縄が張られた大きな岩があり、惣門の跡であると伝承がある地点を指す。現在この場所は「古踊り場」と呼称されている。(12) 薬師堂は享保18年(1733)に火災に遭うまでは蓮華寺境内にあったが、延享2年(1745)に棚橋区東端に移転し再建されている。その後、現在の法光寺境内に大正5年(1916)に移転した。これらの舞所の記述順に注目すると、村の西端に当たる「清滝八王子」から東に向かって書かれている。史料に記された舞の順番は現在の神事でも踏襲されている。ただし、薬師堂への舞は史料では蓮華寺と薬師堂を書き分けて記述されていることから、本史料の内容は「薬師堂」が村の東方に再建された延享2年(1745)以降の神事のあり様を伝えていると考えられる。こうして舞の地点を確認した結果、蓮華寺境内の観音堂を除き今日でも継続して舞が奉納されている。また、新たに村の檀家寺である法光寺が加えられ、若干の変化が認められる。

次に「はかみ」は現在の神事で祢宜とオカシラサンが棚橋区各所で行うお祓い行為と対応すると考えられる。お祓いでは祢宜がオカシラサンの前に立ち、木製の剣先とシデを付けた笹竹を持ち、祓う方向に葉先を向け時計回りに3周回して地面を突き、次に反時計回りに3周回し地面を突く。祢宜による行為の後、オカシラサンが口を大きく開閉し歯音を響かせる動作を3回行い、「後舞」と共に3度その場で飛び鈴を鳴らす。この一連の動作の中でオカシラサンの口の開閉所作は舞の一部にも含まれており、これを「ハガミ」と呼んでいる。

ハガミの対象地は16箇所のにぼるため全ての説明は避けるが、棚橋区の地誌や古老からの直接の聞き取り、および実地調査によって地点の特定を行った。史料7と比較すると、かつて16箇所の信仰対象へ行われた「ハガミ」は現在8箇所に減少している。こうした減少の背景には信仰対象の移転あるいは廃止により祓いが必要なくなったことが考えられる。ただし、浅間社へのハガミは、同じく山頂に祀られるようになった愛宕山社、秋葉社、金毘羅宮、春日大明神ならびに山上（役行者）へのハガミも兼ねている可能性が考えられる。

なお、「田間やんせ」は、棚橋より宮川上流の田間集落に「やんぜ」という小字名が確認できる。「やんぜ」にはかつて小集落があり、火事が起きた際、什物の獅子頭を守る為に宮川へ流したという伝説がある(13)。当該神事に関わる重要な伝承地への遥拝が具体的な小字名まで明記して記述されていることは注目できる。

3-3 まとめ

前節の比定作業を踏まえ、19世紀初頭段階に神事において舞やハガミを行った地点を地図上に復元した(図6)。ただし、「才神」・「愛宕社」・「秋葉社」はかつての所在地が不明であるため図示していない。また、遠方のハガミ対象についてはハガミ実施場所が特定できないため、方向のみを図示した。地図はかつての棚橋村の地形や道路などが正確にわかるよう大日本陸地測量部によって明治25年(1892)に測量された地図を基にした。地図には現在棚橋集落を東西に通る県道38号伊勢大宮線は確認できず、この段階には存在していなかったことがわかる。棚橋集落における近世段階の主要道は、集落の中心部を東西に貫入する熊野脇街道で、現在は里道となっている。神事では夜の打ち舞後ネギヤから内城田神社へ向かう際に必ずこの旧道を通行する。また内城田神社から各所での舞およびハガミを行い、最後にフカバへ向かう際も旧道が用いられる。夜の打ち舞後の区内各所での舞およびハガミは、棚橋集落の西端から順に東へ向かって移動するが、このことは史料7における舞所の記述順と合致する。したがって、近世の神事でも旧道を用いて西

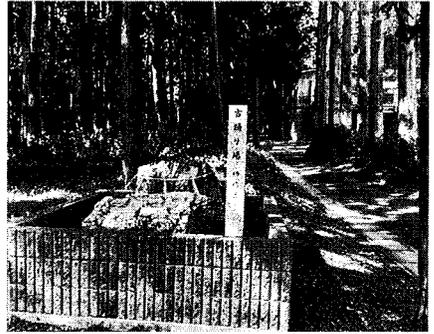


図3 春日門前(現、古踊り場)

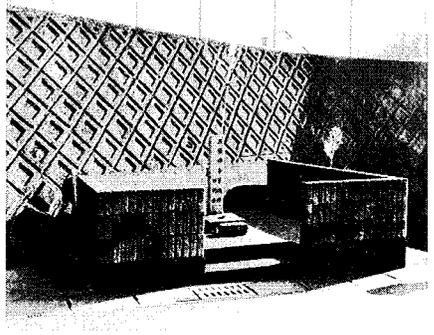


図4 神事の最終地点フカバ



図5 神ヶ岳へのハガミの様子

おわりに

前章までで神事史料の検討から、まず神事の役名を抽出し現在の呼称との共通点から比定を行い、ほとんどの呼称が継承されてきていることを明らかにした。次に史料に記述された舞所およびハガミの場所を、地誌や聞き取りを通じて特定を行い、あわせて現在の神事での地点と比較し、これについても多くの地点が踏襲されてきていることを明らかにした。一方で、祢宜宅をネギヤとして神事を行っていた点や、村中の各戸を廻ってお祓いなど変化してしまった点も認められた。これらの点を踏まえ、史料 7 および史料 18 を基に 18 世紀末～19 世紀初頭の棚橋の御頭神事を復元すると以下のようにまとめられよう。

「御獅子頭神事」と記述されたかつての神事は、旧暦の正月 12 日に行うことと定められていた。神事は棚橋村の「西組」、「中組」、「東組」の三組が毎年順番で行うと定められており、現在のよう村中の各組から人手を提供する運営形態とは異なっていた。当番の組では、組から祢宜や舞手などの役割が割り振られたと考えられる。神事は祢宜宅で行われたが、祢宜宅の負担は大きく祢宜に当たった家の親類までもが手伝いに駆けつけ、組からも「はらたきて」が出て、組を挙げて神事が行われた。神事は当番の組に一任され、祢宜を中心として舞手三役と太夫が舞を務めるとともに、組の中に 19 歳の厄年を迎える青年男子がいれば、「ジュウウド」を務め通過儀礼を果たした。舞には笛と「ガク」が用いられた。また、舞とハガミの場所は定められておりそれぞれの地点を廻るとともに、道中ではオカシラサンと祢宜の息子が村中の各戸を廻ってお祓いが行われた。また、「きつちや取」が行われ一年の豊作を祈願した。神事には多くの費用が必要であったため、神事の為の田畑が定められ、村からの費用負担がなされた。また、祢宜に対しても田畑が充当された。

本稿では神事関連の史料の検討を通じて近世段階の棚橋の御頭神事の実態を提示した。また、現在の神事と比較した結果、一定の簡素化が図られていることは認められるものの、当該神事が近世段階の神事の実態を継承していることを明らかにした。筆者は先に、現在行われている神事の実態を調査し、棚橋の御頭神事では、舞およびハガミによる棚橋集落の「祓い」に大きな意味があることを指摘した(14)。今回、復元した近世の御頭神事的具体像と合わせて考察すると、棚橋集落で行われるさまざまな祭礼の中で御頭神事だけが村中に点在する多様な信仰対象および村中の家々を総合的に祓い清めることを目的としたものであり、このことが今日なお集落の中で最も重要な祭礼として位置づけられている理由であると考えられる。棚橋の御頭神事は、冬が終わり春を目前にした旧正月に、集落に点在する礼拝対象を網羅的に祓い清める悪魔退散と、集落各戸の家内安全を祈ることに最も本質的な意義があることが本稿を通じて明確になったといえよう。

【註・参考文献】

- 1 近年の棚橋の御頭神事については、拙稿を参照されたい。
味噌井拓志 2017「平成二十七年以前の三重県度会町における棚橋の御頭神事」『三重の古文化 102』三重郷土会
- 2 度会町 1981『度会町史』
- 3 史料以外の歴史的事象については以下の文献を参考にした。
釜谷秀三 発行年不詳『たなはし』
- 4 三重県 2012「獅子舞行事」『三重県史 民俗編』、伊勢市 2009「2 御頭神事」『伊勢市史 民俗編』、堀田吉雄 1987『頭屋祭祀の研究』

- 5 堀田吉雄 1969 「伊勢信仰の周辺（2）御頭神事特集号」『伊勢民俗第八ノ二巻』伊勢民俗学会他
- 6 櫻井治男 1994 「棚橋の御頭神事」『三重県の民俗芸能』三重県教育委員会
- 7 堀田吉雄 1967 「昭和 42 年度 文化財調査報告書 第 22 号」（三重県文化財専門委員会総会提出資料）
- 8 祠は神事以外に開けられることはなく、史料を実見できるのは年に一度神事の日のみである。
- 9 『Mie History25』に拙稿掲載予定
- 10 史料や卷子には整理番号と思われる英数字など装丁の痕跡が残されている。史料の中には途中で裁断された痕跡を持つものなどがあり、本来の個別史料の状況は失われている。箱 1 に納められた史料 2 点とともに昭和 29 年（1954）に装丁し直されたとも考えられるが、卷子の柄などが異なっている。また、『度会町史』には史料群の一部が個別史料の状態で写真紹介されており、少なくとも町史に関わる調査の時点までは個別の史料として伝来していたことが確認できる。『度会町史』の「棚橋の御頭神事」に関わる記述は、昭和 56 年（1981）の神事を採録したとあり、史料群を撮影した写真もこの時点のものとするれば、昭和 56 年（1981）以降の比較的新しい時期に史料がまとめられたと推察される。
- 11 堀田吉雄氏により棚橋の御頭神事と同系統に分類される宮古の御頭神事でも「ギッチョバイ」という事例があり、イモ取りと共通することが指摘されている（4）。
- 12 『度会町史』では、「古踊り場」を「風呂踊り場」と紹介し、付近に精進潔斎をする岩風呂があったとしている。しかし、棚橋区西方の別の地点に小字「岩風呂」が確認でき、「岩風呂谷」や「岩風呂田」の但称も残る。「岩風呂田」は神事の費用を賄うための御供田があった場所である。したがって、神事のための潔斎をする岩風呂はこの小字名の地にあったと推定される。ただし、現在岩風呂の場所は不明である。
- 13 2 と同じ（第二編沿革 第八章内城田 二「字」の歴史と伝承）」
- 14 1 と同じ

<謝辞>

本稿執筆にあたり伊藤文彦氏、竹田憲治氏、山川志典氏、御村精治氏から多くのご教示を賜り、史料翻刻には塚本明先生、吉田奈稚子氏、飯場大輔氏（三重大学 4 年生）にご協力を頂きました。深甚なる感謝を申し上げます。また、本稿掲載の機会を下さった塚本明先生に厚くお礼申し上げます。そして、学生中に本稿執筆への力強い後押しをしてくださった板倉啓太郎氏に哀悼の意を表します。

最後に地元棚橋区で調査にご協力いただいた全ての方々にお礼申し上げ、「棚橋の御頭神事」を担う区民の一人として本稿が神事継承の一助になれば望外の喜びです。

（みそい たくし 明和町役場斎宮跡・文化観光課 2011 年考古学研究室卒業）